

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：公害対策費

事業名 有害大気汚染物質対策費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 大気環境係 電話番号：058-272-1111(内2987)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 7,202 千円 (前年度予算額：6,020 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	6,020	0	0	0	0	0	0	0	6,020
要求額	7,202	0	0	0	0	0	0	0	7,202
決定額	7,202	0	0	0	0	0	0	0	7,202

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・大気汚染防止法において、有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握が地方公共団体の責務とされている。
- ・有害大気汚染物質(※)に該当する可能性のある248物質のうち、優先的に取り組む必要のある物質(優先取組物質 23物質)が選定されている。
- ※継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるもの(大防法第2条第15項)
- ・優先取組物質並びに水銀及びその化合物について、環境省が示した事務処理基準に基づき、モニタリング調査を実施し、環境基準の適合状況等汚染状況を把握する。
- ・優先取組物質並びに水銀及びその化合物のうち、16物質について、環境基準又は指針値が設定されている。
- ・平成30年3月23日開催の平成29年度第10回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会・平成29年度化学物質審議会第5回安全対策部会・第182回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会(合同開催)において、エチレンオキシド(酸化エチレン)の有害性評価値が示されたため、令和元年度から令和4年度までの間、大垣市内2地点(酸化エチレン)及び1地点(未測定の圏域)で追加測定を行った。
- ・令和5年5月19日付け環水大大発第2305191号により、「大気粉じん中のクロムの形態別測定方法」が改正され、大気環境中の六価クロムの濃度の把握について、事務処理基準が令和6年度に改正される見込みであるため、これまでクロム及びその化合物を測定していたが、令和6年度以降は「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」をそれぞれ測定する。

(2) 事業内容

- ・大気汚染防止法に基づき、環境省が定めるベンゼン等の「優先取組物質」の大気環境中濃度のモニタリング調査を実施する。
- ・優先取組物質 23物質のうち、「ダイオキシン類」はダイオキシン類汚染状況監視事業費により調査を実施するため、測定物質数としては22物質となる。なお、令和5年度までは「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」は「クロム及びその化合物」として測定していたが、「大気粉じん中のクロムの形態別測定方法」が改正されたことを踏まえ、令和6年度以降はそれぞれの測定物質として測定する。

1 調査地点

- ・一般環境 1地点（大垣市）
- ・沿道 1地点（土岐市）

2 測定項目・頻度等

- ・ベンゼン等22物質、ただし、沿道地点は6物質
- ・年12回（24時間／回サンプリング）（処理基準に基づき、年12回実施）

(3) 県負担・補助率の考え方

県10/10

大気汚染防止法第22条において、知事は大気の汚染の状況を常時監視しなければならないとされている。（法定受託事務）

(4) 類似事業の有無

- ・大気常時監視事業費・大気常時監視テレメータシステム整備事業費
大気環境基準の達成状況の把握及び光化学スモッグ注意報等の緊急時の対応のため、大気汚染防止法に基づき、大気測定局等により大気環境の常時監視を実施する。
- ・ダイオキシン類汚染状況監視事業費
ダイオキシン類による汚染状況を継続的に把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川水、河川底質、土壌及び地下水に含まれる環境中のダイオキシン類の汚染状況について、常時監視を実施する。

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	24	職員連絡調整旅費
需用費	20	光熱水費（電気代）、燃料費
委託料	7,150	サンプリング及び分析業務委託
使用料及び賃借料	8	高速道路使用料
合計	7,202	

決定額の考え方

4 参考事項

(2) 国・他県の状況

・令和3年度有害大気汚染物質モニタリング調査の結果（全国）（令和4年度公表）
環境基準が設定されている物質について

物質名	測定地点数	環境基準超過地点数
ベンゼン	400	0
トリクロロエチレン	354	0

テトラクロロエチレン	354	0
ジクロロメタン	361	0

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

継続的に摂取される場合に健康影響が問題となる有害大気汚染物質について、国が示す処理基準に基づき、モニタリング調査を実施し、環境基準の適合状況等汚染状況を把握する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
						達成率
①環境基準等達成率 (達成数/環境基準又は指針値を有する調査実施のべ項目数※)	—	100% 33/33	100% 18/18	100% 18/18	100%	100%

※調査対象の有害大気汚染物質のうち、15項目に環境基準又は指針値が設定されている。R4は2地点で15項目、1地点で3項目を測定しているため、のべ33項目、R5以降は1地点で15項目、1地点で3項目を測定しているため、のべ18項目となる。

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	<p>大気汚染防止法に基づき、ベンゼン等の「優先取組物質」の大気環境中濃度のモニタリング調査を実施した。環境基準の達成率は100%である。</p> <p>(1) 調査地点 ・一般環境 2地点（大垣市、各務原市） ・沿道 1地点（土岐市）</p> <p>(2) 測定項目・頻度等 ・ベンゼン等21物質（沿道地点は6物質） ・年12回（24時間／回）</p>
	指標① 目標：100% 実績：100% 達成率：100%
令和5年度	<p>令和7年度当初予算にて追加</p>
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 2	<p>有害大気汚染物質は継続的に摂取される場合には健康影響が問題となる物質であることから長期間の平均的な濃度を把握することが重要であり、モニタリング調査を継続して実施する必要がある。</p>
<p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	<p>平成12年度以降、環境基準が設定されている項目については環境基準を下回っている。</p>
<p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 1	<p>22種類の有害大気汚染物質の測定には、複数の種類の測定機器が必要であることから、機器の新規購入・更新やメンテナンス費用を考慮の上、県が自前で測定機器を備えて測定するのではなく、民間分析機関に委託して実施することにより費用面で効率化を図っている。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 令和5年5月19日付け環水大大発第2305191号により、「大気粉じん中のクロムの形態別測定方法」が改正されたことにより、今後事務処理基準が改訂されることに合わせて、適切に測定を実施する必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 有害大気汚染物質は継続的に摂取される場合には健康影響が問題となる物質であることから、長期間の平均的な濃度を把握することが重要であり、モニタリング調査を継続して実施する。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	